



News Letter

茨城県医療勤務環境改善支援センター
(茨城県医師会内)

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町489番地
TEL 029-303-5012 FAX 029-303-5116
http://www.ibaraki.med.or.jp/kinmu-kankyo/
E-mail : iryokankyo08@pure.ocn.ne.jp

労務管理トピックス

医療労務管理アドバイザー（特定社会保険労務士）
飯塚 俊哉

ストレスチェック制度の概要

平成27年12月1日より、常時50人以上の労働者を使用する事業場に対してストレスチェック制度の実施が義務化されました。

1 制度の趣旨

労働者自身のストレスの状況について気づきを促し、ストレスの状況を早期に把握して必要な措置を講じることにより、労働者がメンタルヘルス不調となることを未然に防止すること。

2 制度制定の背景

職業生活で強いストレスを感じている労働者の割合は高い状況で推移しており、また精神障害の労災認定件数が3年連続で過去最多を更新している。

3 制度の目的

- (1) 一次予防を主な目的とする（労働者のメンタルヘルス不調の未然防止）
- (2) 労働者自身のストレスへの気づきを促す
- (3) ストレスの原因となる職場環境の改善につなげる

4 制度の概要

(1) 常時使用する労働者^{※1}に対して、医師・保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を1年ごとに1回以上実施することが、事業者の義務となる。（労働者数50人未満の事業場は、当分の間努力義務）

(2) 検査結果は、検査を実施した医師・保健師等から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者に提供することは禁止される。

(3) 検査の結果、一定の要件（高ストレスと判定された者など）に該当する労働者から申し出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となる。また、申し出を理由とする不利益な取り扱いが禁止される。

(4) 面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置^{※2}を講じることが事業者の義務となる。

※1 常時使用する労働者とは、事業者がストレスチェックを行うべき「常時使用する労働者」とは、次の①及び②のいずれの要件をも満たす者であること。

- ① 期間の定めのない労働契約により使用される者（契約期間が1年以上の者並びに契約更新により1年以上使用されることが予定されている者及び1年以上引き続き使用されている者を含む。）であること。
- ② 週労働時間数が、当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上であること。

※2 就業上の措置とは、労働者の実情を考慮し、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数減少等の措置を行うこと。

ストレスチェック制度の概要は以上のとおりです。

いつかはお役に立ちます

労務管理実務Q&A

医療労務管理アドバイザー（特定社会保険労務士）
名雪 雅美

Q. ストレスチェック制度とは？

A. 心理的な負担の程度を把握するための検査「ストレスチェック」及びその結果に基づく面接指導の実施等を内容とした「ストレスチェック制度」が創設され、平成27年12月1日より施行されることになりました。

この制度は、労働者のストレスの程度を把握し、労働者自身のストレスへの気づきを促すとともに、職場改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることによって、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止すること（一次予防）を主な目的としたものです。

詳細についてお知りになりたい方は、当センターまでお問い合わせください。

なお、ストレスチェックのセミナーを、2月に開催する予定です。ぜひご出席ください。

